

## 埼玉県信用保証協会が行う保証料の優遇制度を受けるための「従業員等の健康増進に積極的に取り組む事業所」認定について

### ◆認定の基準は？

当組合が把握する直近の健診受診率が80%以上の埼玉県内に事務所・事業所を設けている被保険者が5名以上の事業所で、当組合と協力して従業員等の健康管理を実施している事業所を、「従業員等の健康増進に積極的に取り組む事業所」として認定します。

### ◆認定されるメリットは？

認定を受けられた事業所は、埼玉県信用保証協会の企業融資の保証制度である「健やか」保証制度の利用が可能となります。※割安な保証料率（基準となる保証料率と比べて最大 10%割引）でご利用いただける保証制度です。

[（「健やか」保証制度について詳しくはこちらをご覧ください。【埼玉県信用保証協会ホームページ】）](#)

※制度のご利用にあたっては、本認定とは別に金融機関および埼玉信用保証協会による所定の審査があります。

### ◆認定を受けるには？

「認定申請書」にて申請ください。

[「認定申請書」はこちらからダウンロードできます。](#)

※認定申請書の申請受付から「認定書」の交付までは、約 1 週間を見込みください。なお、受診状況等によっては交付までにお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

※「健やか」保証制度のご利用をお申込みの際は、「認定書」の発行から1ヵ月以内に埼玉県信用保証協会の受付が必要となります。

※埼玉県信用保証協会専用の保証制度である「健やか」保証制度の主旨から、埼玉県信用保証協会では被保険者が5名以上の事業所を対象としておりますのであらかじめご了承ください。

※融資に関するご相談につきましては、県内の[取扱金融機関](#)の窓口へお問い合わせください。（当組合では融資のご相談等は承りかねます。）

[取扱金融機関についてはこちらからご確認ください](#)